

柴監告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月27日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 我妻 弘国

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮正博

柴田町監査委員 我妻弘国

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成28年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

実施年月日	社会教育施設		
平成29年1月17日	槻木生涯学習センター	船岡生涯学習センター	
平成29年1月18日	船迫生涯学習センター	しばたの郷土館	柴田町図書館

(3) 監査の場所

各社会教育施設

(4) 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は、文書又は口頭により指導した。

(指摘事項)

○各生涯学習センターともに開館から年数が経過し、床の傷みや壁の汚れなどが目につくようになっている。特に、農村環境改善センターの農事研修室や船迫生涯学習センターの壁のクロスは劣化が著しく、利用頻度が高い場所であることから、早急に改善すべきであると考えます。

○しばたの郷土館では、町内神楽伝承保存のため、全 12 幕の神楽の演舞を収めたビデオテープをDVDに編集をした。支出科目としては役務費、若しくは委託料の性質であると思われるが、一個人にDVD作成を依頼し、作成謝礼として報償費で支出している。

報償費により支出するものは、役務の提供等に対する純粹な謝礼等の報償的意味合いの強い経費であり、役務の提供等により受けた利益に対する代償を支出するものであり、成果品を納品する今回のような支出には馴染まないものである。

予算措置をしていなかったとの理由から報償費として支出しているが、緊急性はなく、適切な支出科目で予算措置を行い支出すべきであった。報償費の拡大解釈により、不適切な支出をしないよう、今後、注意されたい。